

新規上場申請のための四半期報告書

(第4期第1四半期)

自 2019年4月1日

至 2019年6月30日

フォースタートアップス株式会社

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期財務諸表	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	10
第1 四半期累計期間	10
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13
[四半期レビュー報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年2月6日
【四半期会計期間】	第4期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	フォースタートアップス株式会社
【英訳名】	for Startups, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 志水 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6893-0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6893-0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第1四半期累計期間	第3期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (千円)	261,155	1,045,083
経常利益 (千円)	60,454	274,010
四半期（当期）純利益 (千円)	39,493	192,102
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	15,000	15,000
発行済株式総数 (株)	4,890	4,890
純資産額 (千円)	392,692	353,109
総資産額 (千円)	526,077	576,612
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	13.46	65.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	74.5	61.1

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第3期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第3期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における資産合計は526,077千円となり、前事業年度末と比べ50,535千円減少しました。これは、主として売掛金が5,253千円、投資有価証券が10,500千円増加した一方、現預金が54,889千円、繰延税金資産が11,754千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は133,384千円となり、前事業年度末と比べて90,118千円減少しました。これは、主として未払金が5,366千円、未払法人税等が62,309千円、未払消費税等が21,522千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は392,692千円となり、前事業年度末と比べ39,582千円増加しました。これは、主として四半期純利益の計上により利益剰余金が39,493千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、企業業績の回復、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復基調がみられました。スタートアップマーケットにおいては、前事業年度に引き続き、VC/CVCによる積極的な投資活動が継続しており、スタートアップ企業の人材採用ニーズは引き続き高水準で推移しております。また、投資活動の活発化を背景に大企業とスタートアップ企業とのオープンイノベーションの取り組みも盛り上がりを見せております。

このような環境のもと、当社はタレントエージェンシーサービスの業容拡大に向け、引き続きヒューマンキャピタリストの採用強化に取り組んだ他、生産性向上のための各種施策を実施しております。また、従前から展開しているタレントエージェンシーサービスに加え、オープンイノベーションサービスを中心とするアクセラレーションサービスの提供を開始しました。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は261,155千円、営業利益60,444千円、経常利益60,454千円、四半期純利益39,493千円となりました。

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、各サービス別の経営成績は次のとおりであります。

・タレントエージェンシーサービス

タレントエージェンシーサービスにおいては、前事業年度に引き続きヒューマンキャピタリストの採用強化を行っております。人材紹介サービスにおいては、社内教育や業務効率改善を中心とした生産性向上施策の実行、採用ニーズの強い有力スタートアップ企業への営業強化、経営幹部層求人の支援強化に取り組みました。これらの結果、人材紹介サービスにかかる契約社数及び取引数は堅調に増加しております。加えて、特に採用ニーズの強い企業向けに「採用支援サービス」の営業強化を行っております。この結果、当第1期四半期累計期間における売上高は259,609千円となりました。

・アクセラレーションサービス

2019年4月よりアクセラレーションサービスを開始しております。当第1四半期累計期間においては、サービス認知度向上のため、大手企業に対するオープンイノベーションサービスの営業強化に取り組みました。この結果、受注は堅調に推移し、売上高は1,545千円となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	11,000,000
計	11,000,000

(注) 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株とする株式分割を行っております。また、2019年11月5日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付で普通株式の発行可能株式総数を増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が10,980,440株増加し、11,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2019年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2020年2月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,890	2,934,000	非上場	単元株式数 100株
計	4,890	2,934,000	—	—

(注) 1. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株とする株式分割を行っております。これにより、普通株式が2,929,110株増加し、2,934,000株となっております。

2. 2019年11月5日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月5日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権	
決議年月日	2019年4月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 15名
新株予約権の数（個）	42個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 42株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000円
新株予約権の行使期間	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000円（注2） 資本組入額 75,000円（注3）
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

※新株予約権の発行時（2019年4月24日）における内容を記載しております。

（注）1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	4,890	—	15,000	—	15,000

(注) 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株とする株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が2,929,110株増加し、2,934,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,890	4,890	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,890	—	—
総株主の議決権	—	4,890	—

(注) 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行うとともに、2019年11月5日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月5日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、普通株式2,934,000株、議決権の数は29,340個、発行済株式総数の株式数は2,934,000株、総株主の議決権の数は29,340個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	341,749	286,856
売掛金	90,473	95,726
その他	10,863	11,525
流動資産合計	443,087	394,109
固定資産		
有形固定資産	29,616	30,117
無形固定資産	9,568	9,010
投資その他の資産	94,341	92,839
固定資産合計	133,525	131,968
資産合計	576,612	526,077
負債の部		
流動負債		
未払金	63,069	57,577
未払法人税等	71,515	9,206
未払消費税等	35,546	14,024
賞与引当金	22,256	13,643
紹介収入返金引当金	4,113	4,295
その他	27,000	34,638
流動負債合計	223,502	133,384
負債合計	223,502	133,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	15,000	15,000
利益剰余金	322,446	361,939
株主資本合計	352,446	391,939
新株予約権	663	752
純資産合計	353,109	392,692
負債純資産合計	576,612	526,077

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	261,155
売上原価	36,216
売上総利益	224,938
販売費及び一般管理費	164,493
営業利益	60,444
営業外収益	
その他	9
営業外収益合計	9
経常利益	60,454
税引前四半期純利益	60,454
法人税、住民税及び事業税	9,206
法人税等調整額	11,754
法人税等合計	20,960
四半期純利益	39,493

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 2019年4月1日
至 2019年6月30日)

減価償却費	1,390千円
-------	---------

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益	13円46銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	39,493
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	39,493
普通株式の期中平均株式数（株）	2,934,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類（新株予約権の数42個）。なお、新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年1月30日

フォースタートアップス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士
指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士

岩田 亘人
森田 聡



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度の第1四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上